

○防衛省告示第一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和四年十二月二十七日次のとおり決定された。

令和五年一月四日

防衛大臣 浜田 靖一

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
一〇六八	千歳飛行場	千歳市	国有	建物…約二八〇平方メートル	

浴場として追加提供する。

使用期間…年六十日以内

航空自衛隊千歳基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇三五	習志野演習場	船橋市、八千代市	国有	土地…約一、〇七六、〇〇〇平方メートル
			国有	建物…約一一、〇〇〇平方メートル
			国有	工作物…水道等
				空挺降下用地等として新規提供する。
				使用期間…令和五年一月一日から同月二

十一日までの間

陸上自衛隊習志野演習場及び陸上自衛隊習志野駐屯地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

海上演習場関係

◎新規提供

伊勢湾訓練区域

一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1 北緯三四度四三分〇六秒、東経一三六度四一分〇〇秒

- 2 北緯三四度三八分四八秒、東経一三六度四六分一二秒
- 3 北緯三四度三六分四二秒、東経一三六度四三分三六秒
- 4 北緯三四度四〇分五四秒、東経一三六度三八分二四秒

二 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和五年二月一日から同月十日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。